

## 〔II〕 天理市剣道連盟内規

### □警報等発令時の稽古について

各種（気象等）警報が発令されたときの稽古・各種大会について次の要領で対処する

#### ◇定例稽古会

- 剣道教室（少年・一般）、水曜日・土曜日、櫛本小学校体育館  
日曜日、天理大学武道館、剣道場

\* 稽古時間の 2 時間前時点で、警報が発令されている場合は、中止とする

それ以降に、警報等が解除されても、中止を解除しない

\* 稽古中に、警報等が発令された場合、速やかに稽古を中止し、保護者の引率にて帰宅する

- 一般稽古会、月曜日・木曜日、天理北中学校剣道場、  
日曜日、天理大学武道館、剣道場

\* 剣道教室に準ずるが、2 時間以降に解除された場合は、稽古会を行う場合がある。

\* 稽古中に、警報等が発令された場合、速やかに稽古を中止し、自己責任において帰宅する

\*\* 2 時間前に警報が解除されていても、稽古会への参加には、注意する

#### ◇各種大会への参加

○大会参加のために集合する時間の 2 時間前時点で警報が発令されている場合は、（大会開催地を含む地域の警報発令）自宅待機し、天理市剣道連盟剣道教室指導部からの支持・連絡を待つこと

\* 警報・・・大雨・大雪・台風・等、テレビ・ラジオ等からの情報に注意し、情報を得るようにする

\* 注意報・・・警報と同じく、大雨・大雪・台風・等、テレビ・ラジオ等からの情報に注意し、情報を得るようにする

\*\* 上記を基本としますが、普段から稽古会（教室・道場）への行き帰り（送迎）には、警報・注意報、交通事故等に十分注意してください

この内規は、平成二十三年 四月 一日 より発行する